

9月6日（水曜日）

第3日目

平成18年 9 月 6 日（水曜日）

議事日程第 3 号

平成18年 9 月 6 日（水曜日）

開 議 午前10時

第 1 一般質問

質 問

応 答

散 会

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 田 村 齊 君

(1) 雇用対策について

- ・ 大館市内の雇用情勢は今なお厳しいものがあると思われるが、大館市独自の雇用創出計画策定等について

(2) 税制改正に係る影響について

- ・ 相次ぐ税制改正により市民の税負担もふえているが、実態はどうか

(3) 本市の財政状況について

- ・ 今後、本市の財政力において累積収支不足額の標準財政規模に対する割合の見通しはどのようになるのか

(4) 道路行政について

- ・ 旧田代地区の花田新聞店前付近の市道谷地の平線は大型ダンプの頻繁なる往来により側溝や舗装は大分傷みが激しく、該当町内会からも苦情や要望が出ているはずだと思うが、今後の対策と見通しはどうか

2. 菊 地 隆二郎 君

(1) 大館市国民保護協議会条例案について

① 今後の具体的な進め方について

② 事業の性格上、広域的対処が必要と思われるが、連携の見通しはどうか

③ 係る事態に対処する小畑市長の基本認識について

(2) 救急車配備 6 カ月の総括と今後の改善点について

- ・ 救急車が比内分署に配備され 6 カ月、これまでの出動件数や出動効果に関して一定の総括を求める。出動効果事例を具体的に 2、3 例示していただきたい。また、

今後の解決すべき課題は

- (3) 大館市平和記念文集「平和への想い」編集で比内地区などから応募がなかった原因は何か

・ このような結果を引き起こした原因と経過、今後の改善をどう考えているのか

3. 明石宏康君

- (1) 国民保護計画について

- ① 保護計画の早期策定は市民の生命を守るべき自治体の責務である
- ② 政治の右傾化を招く、私の考えはこれには真っ向から相對する
- ③ 有事への備えが皆無でいいと思っている人など誰一人いない

- (2) 桂城城址のこれからについて

- ① 現在の公園のレイアウトの是非
- ② 庁舎移転の考えはあるか

4. 中村弘美君

- (1) 集落営農について

- ① 現在の秋田県内と大館市の状況について
- ② もっと時間をかけて成功例・失敗例などの実例を集落に提供し、農家の理解と決断を求めるべき
- ③ 個別経営を選んだ農家、または営農組織ができない集落についての今後について

- (2) 「農地・水・環境保全向上対策」について

- ① 補助金をえさにするかなのような対策は見直すべき
 - ・ 財源は確保されるのか、またそれを組織に保証できるものなのか
- ② 本来農家が当然のごとく行ってきた同じ作業に対して助成、極めて不公平感の強いおかしい施策

5. 武田晋君

- (1) 総合支所の有効利用と活性化について

- ① 比内総合支所の2階・3階を有効に利用しない手はない
- ② 総合支所に単独予算をつけて任せてしまってはどうか

- (2) 体育施設の維持管理について

- ① 長根山・達子森・田代野球場の小まめな維持管理を
- ② 体育館は最低限の維持管理に努めてほしい
- ③ 市管理プール2つの施設における状況は

- (3) スポーツ指導者の育成について

- ① 各単位団体の指導者育成に頼るだけでなく、スポーツ課が先頭に立って全体的な指導者育成、指導者の資質向上の底上げをしてもらいたい

- ② 指導者の研修には大いに力を注いでほしい
- (4) 自殺予防の取り組みについて
- ① 自殺対策基本法に基づいた現在の市の取り組みについて
- ② 近隣市町・県・北東北3県との連携について
- ③ 子供の自殺予防に向けてどのように取り組んでいるのか

出席議員 (61名)

1番	小畑 淳 君	2番	佐藤 久勝 君
3番	佐藤 一秀 君	4番	仲沢 誠也 君
5番	虻川 久崇 君	6番	石田 雅男 君
7番	藤原 美佐保 君	8番	山内 俊和 君
9番	花岡 有一 君	10番	伊藤 毅 君
11番	畠沢 一郎 君	12番	中村 弘美 君
13番	成田 武 君	14番	桜庭 成久 君
15番	藤田 勇悦 君	16番	斎藤 一 君
17番	武田 一俊 君	18番	花田 タマ子 君
19番	佐藤 弘康 君	20番	阿部 清悦 君
21番	八木橋 雅孝 君	22番	千葉 倉男 君
23番	田中 耕太郎 君	24番	大坂谷 征志 君
25番	吉原 正 君	26番	明石 宏康 君
27番	田村 秀雄 君	28番	安部 貞榮 君
29番	岸 義定 君	30番	山脇 精悦 君
32番	殿村 直也 君	33番	山口 富治 君
34番	渡辺 久憲 君	35番	武田 晋 君
36番	畠山 秀義 君	37番	藤原 明 君
38番	菅 大輔 君	39番	佐藤 健一 君
40番	浅利 二雄 君	41番	田村 齊 君
42番	小林 平満 君	43番	佐藤 照雄 君
44番	三浦 義昭 君	45番	松田 精樹 君
46番	荒川 邦隆 君	48番	岩澤 鉄美 君
49番	立石 由紀 君	50番	笹島 愛子 君
51番	松橋 日郎 君	52番	岩谷 政美 君
53番	武田 慶一 君	54番	相馬 エミ子 君
55番	高橋 松治 君	56番	後藤 武之丞 君

57番	本 間 一 二 三 君	58番	菊 地 隆 二 郎 君
59番	武 田 彰 允 君	60番	岩 渕 吉 三 郎 君
61番	田 村 儀 光 君	62番	佐 々 木 公 司 君
63番	斉 藤 則 幸 君		

欠席議員（2名）

31番	菅 原 金 雄 君	47番	羽 澤 一 君
-----	-----------	-----	---------

説明のため出席した者

市 長	小 畑 元 君
助 役	佐 藤 忠 信 君
収 入 役	長 岐 利 堅 君
企 画 部 長	田 中 良 男 君
財 政 課 長	木 村 勝 広 君
総 務 部 長	渡 辺 一 男 君
総 務 課 長	斎 藤 誠 君
総 務 課 長 補 佐	小 林 浩 君
市 民 部 長	本 多 和 幸 君
産 業 部 長	黒 田 信 行 君
建 設 部 長	鳴 海 敏 雄 君
比 内 総 合 支 所 長	仲 谷 正 一 君
田 代 総 合 支 所 長	五 十 嵐 強 君
教 育 長	仲 澤 鋭 蔵 君
教 育 次 長	海 沼 俊 行 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	渡 部 孝 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 高 健 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	岩 沢 慶 治 君
上 下 水 道 部 長	中 山 吉 行 君
市 立 総 合 病 院 事 務 局 長	芳 賀 利 夫 君
消 防 長	鳴 海 義 衛 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	長 谷 部 明 夫 君
次 長	阿 部 徹 君

係	長	小	玉	均	君		
主	查	島	沢	昌	人	君	
主	查	小	笠	原	紀	仁	君
主	任	主	事	金	一	智	君

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤 毅君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（伊藤 毅君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、田村齊君の一般質問を許します。

〔41番 田村 齊君 登壇〕（拍手）

○41番（田村 齊君） 皆さんおはようございます。清池会の田村でございます。2日目のトップバッターとして2、3分の時間を貸していただきます。今回は雇用について、最重点課題として税制と財政、それに道路行政について4点ほど質問させていただきますので、市長におかれましては簡明なる御答弁を期待するものであります。

さて、第1点目は**雇用対策**についてですが、御承知のとおり8月下旬にジャスコが閉店し60名程度の退職者が出ておりますが、**大館市内の雇用情勢は今なお厳しいものがあると思われま**すので、**大館市独自の雇用創出計画策定等**について市長の御所見をお伺いするものです。

第2点目は、**税制改正に係る影響**についてですが、**相次ぐ税制改正により市民の税負担もふ**えてい

ていると思っておりますが**実態はどうか**、市長の御所見をお伺いします。

第3点目は、**本市の財政状況**についてですが、夕張市の財政破綻も記憶に新しいところであります。**今後、本市の財政力において累積収支不足額の標準財政規模に対する割合の見通しは**どのようになるのか、市長の御所見をお伺いします。

第4点目、最後です。**道路行政**についてお伺いします。旧田代地区の花田新聞店前付近町道、今は**市道**だと思います、**谷地の平線は大型ダンプの頻繁なる往来により側溝や舗装は大分傷み**が激しく、**該当町内会からも苦情や要望が出ているはずだ**と思うが、**今後の対策と見通しは**どうか、市長の御所見をお伺いします。終わります。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの田村議員の御質問にお答えいたします。1点目、**雇用対策**についてであります。7月末現在の常用有効求人倍率は、全県が0.56倍であるのに対して大館ハローワーク管内が0.58倍でありまして、平均を上回ってはいるものの依然として1倍を下回る状況にあります。行政報告で申し上げましたように、ジャスコ大館店の閉店に伴う離職者も加わりまして、雇用は厳しい状況が続いていると認識しております。本市では本年度、全国30カ所の1つとして、厚生労働省から認定を受けた地域雇用創造調査研究事業に今月から着手しており、「地場産業、地場産品を活用した新たな雇用創出」をテーマとし、地元企業や団塊の

世代に対するアンケート、ヒアリング等によるデータをもとに、雇用創出に向けた戦略や取り組み方針をまとめることにしております。来年度はこの方針に基づき、地域提案型雇用創造促進事業を活用して、事業者を対象とした雇用機会の創出につながる研修や求職者を対象とした就職等を容易にするための能力開発研修等、さまざまな研修事業を展開してまいりたいと考えております。ニプロファーマ株式会社の大規模設備投資に伴う雇用の増加が続いている中で、ニプロ株式会社では県営大館工業団地の拡張工事が完了次第、直ちに工場増設に着手する計画であり、来春の操業開始を目指しております。同社ではその後も増設を続ける予定にしており、向こう5年間で新たに300人の雇用が見込まれております。また、先月設立されました「大館市の企業誘致をすすめる会」の1回目の取り組みとして、首都圏での誘致活動が8月29日に行われており、今後も地元企業の御協力をいただきながら新たな雇用の場となる企業の誘致に努めてまいります。さらに、リサイクル産業という新たな産業を創出したことで、中央企業と地元企業の共同出資による廃木材と廃プラスチックを利用した新建材製造工場が設立されたほか、地元企業による廃タイヤを活用したサーマルリサイクルによるボイラー事業や、石炭燃焼灰を活用したコンクリート製品の製造事業などの環境関連事業が進められており、これらの取り組みによる新たな雇用も生まれております。これらのほかに、指定管理者制度の導入や行財政改革による業務の民間委託などにより、行政のスリム化が図られるばかりでなく、民間の雇用増加にもつながることになりますので、これらをなお一層推進してまいりたいと考えております。今後も、雇用の創出に向け多方面から取り組んでまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目、**税制改正の影響**についてであります。議員御案内のとおり、市民税に係る税制改正につきましては、本年度課税分から所得税法の改正に伴い公的年金等控除の最低保障額を140万円から120万円に引き下げ、また地方税法の改正に伴い、48万円の老年者控除及び65歳以上の方に係る非課税措置を廃止し、定率減税を15%から7.5%に縮減しております。これらの改正によりまして、市民税の納税義務者は前年度と比較して3,089人、率にして9%増加し、3万7,345人となっております。なお、公的年金等を主とする所得者で見ますと、納税義務者数は前年度と比較して2,869人、率にして63%の増となっております。また、納税義務者1人当たりの平均課税額は5万5,500円となっており、前年度と比較し800円、率にして1.6%の増となっております。また、給与を主とする所得者で見ますと、1人当たりの平均課税額が3,000円、率にして5.3%、公的年金等を主とする所得者では、1人当たり3,500円、率にして13%、前年度より増加しております。今年度の課税状況は以上のとおりとなっておりますが、このたびの税制改正はさまざまな行政サービスの費用を担税力に応じて広く市民の皆様へ負担していただくためのものであり、今後も市民の皆様から納めていただく貴重な税金を住民福祉の向上や地域の活性化のため有効に活用してまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

3 点目、**本市の財政状況について**であります。御質問の累積収支不足額は、主に将来の全体事業計画の予算見込み額に対する歳入不足額を示すものであります。議員御指摘のとおり、平成18年度当初予算編成においては、市税及び地方交付税の減少や国の三位一体改革による国庫補助負担金の削減などの影響もあり、まさに収支不足額が多額となり、非常に厳しい予算編成となりました。これにより各基金を取り崩して対応いたしましたが、この結果、取り崩し可能な基金残高は平成17年度末の19億6,000万円から7億6,000万円へと大幅に減少し、来年度以降の財政運営に大きく影響しており、この基金取り崩し額12億円を収支不足額とすれば、18年度の標準財政規模に対する割合は6.1%となります。いずれにいたしましても、この基金残高の大幅な減少や来年度から新算定基準が予定されている地方交付税など、来年度の財源につきましては本年度以上に厳しいものと考えていることから、行財政改革を加速させるとともに国の動向を注視しながら、新市の中期財政計画を年内に作成したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

4 点目、**道路行政について**であります。市道の補修整備につきましては各町内からの要望も多く、また財政事情も厳しいことから、緊急性を考慮しながら順次進めております。議員御指摘の市道谷地の平線は国道7号と接続する幹線市道として重要な路線であり、近年、住宅化が進み交通量も多くなってきておりますことから、緊急に補修が必要な箇所は直ちに対応するとともに、今後、道路補修整備計画に組み入れて計画的に整備してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長（伊藤 毅君） 次に、菊地隆二郎君の一般質問を許します。

〔58番 菊地隆二郎君 登壇〕（拍手）

○58番（菊地隆二郎君） 皆さんおはようございます。明政会の菊地であります。これから通告しておりました順に一般質問を行います。小畑市長を初め市当局におかれましては、どうかよろしくお願い申し上げます。

ではまず、通告1番の**大館市国民保護協議会条例案について**質問いたします。この条例は国の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行に伴い、県が策定した秋田県国民保護計画などを受けて提案されたものと理解しております。国の防衛に関する事項が含まれており、本来ならば国会レベルでの議論なのでありまじょうが、秋田県の地方都市、この大館市でもかような条例が提案されたことにより、一定の議論が可能になった。こういう事態は喜ぶべきか悲しむべきか、内心複雑な心境であります。ただ、天災にしろ人災にしろ、市民の生命の安全と財産を守るのが地方自治体に課せられた重要な使命なのでありますから、我々は真剣に協議を深めていく責任を自覚すべきであります。特に7月の北朝鮮によるミサイル発射に端を発し、最近では、かの国で地下核実験を計画しているという観測まで飛び出しており、

周辺事態はなにやらきな臭い風雲が立ち込めてまいりました。ミサイルや核のみならず、目下懸念されているのは生物化学兵器・薬物テロなどです。特に我が国はスパイ天国と指摘されるように、外国からの工作員が自由に行き来するような政治環境であり、まさに平和ぼけ国家と言われる理由もここにあると思われます。これは我が国に他国からのスパイを取り締まる、例えばスパイ活動防止法のような法律がないという一事をとっても明白であります。このときに当たり、秋田県にも外国の工作員がやって来ているということは周知の事実と受けとめられております。日本海を小船に乗ると、海流の関係で八森の海岸に漂着するというので、そういうやからが連絡をとりながらテロを計画し実行する。一番効果があるのはもちろん首都圏でありましょうが、地方都市でも安閑としてはおられません。いや、むしろ次善の策で警備の手薄につけ込んだ地方での同時多発テロは十分に考えられるところであります。そこで提案されている大館市国民保護条例案であります。私も案文を読みました。具体的な活動内容がよく見えない。そこで、①**今後の具体的な進め方について伺います。**また、武力攻撃などは1地方自治体のみならず、近隣の周辺地域にも広がる懸念があることから、②**事業の性格上、広域的対処が必要と思われるが、連携の見通しはどうか**であります。ついでに、③**係る事態に対処する小畑市長の危機管理意識と伺いますか、その基本認識を伺います。**

次に通告の2番、**救急車配備6カ月の総括と今後の改善点について伺います。**我が比内地域に4月から待望の救急車が配備されました。小畑市長の英断であります。合併後1年数カ月、市民の間からは「国保税も上がった。補助金も削られた。合併は失敗だったのではないか」との疑問の声が寄せられております。しかし、「命とお金とどちらが大事か」と自問してみるならば、おのずから答えは明らかであります。生前に何ぼ金があったとてあの世に持って行けるわけじゃなし、まさにほどほどで結構。あればあったで、新たな苦勞がふえるばかりではないでしょうか。ただし、私はやみくもな値上げラッシュを容認する立場ではありません。それが受忍のレベルにあると判断しつつ、ともに苦勞してこの難局を切り抜けようと言いたいのであります。そこで、**救急車が比内分署に配備され6カ月、これまでを振り返り、出動件数や出動効果に関して一定の総括を求めるものであります。**さらに、**出動効果事例を具体的に2、3例示していただきたい。**また、格納庫が老朽化しており**今後の移転計画**や近くに扇田小学校という文教施設があることから騒音問題の解消など、**解決すべき課題**もあろうかと考えます。具体的な回答をいただきたいと思っております。

最後になりましたが、通告の3番、**大館市平和記念文集「平和への想い」、これです。**編集で比内地区などから応募がなかった原因は何かについて伺います。去る8月10日、大館市民文化会館で市の平和祈念・戦没者慰霊式が行われました。国歌の斉唱や献花、優秀作文の発表など、久しぶりに平和の意義をかみしめる機会となりました。記念文集はこのときに配付されたものの、その内容を見ると我が比内地区からの小学生の応募はゼロ。田代地区では山田小

学校から2点のみでありました。昨年の文集ならともかくとして、どうして1年も経過したにもかかわらず、こんなお寒い応募状況になったのでありましょうか。私は呼びかけに応募しなかった学校が悪いという答弁を求めるものではありません。むしろ合併後初めての平和記念文集だけに、しかも12回も続く文集だけに、呼びかけに何か欠けるものがあったのではないかと指摘したいのであります。たしか、非核平和都市宣言を大館市ではしておりますので、その事務方として、もっともその意義をその身に体して応募の呼びかけをするべきではなかったか。何事も立ち上がりが一番大事であります。そこで、**このような結果を引き起こした原因と経過、今後の改善をどう考えているのか、真摯な答弁を求めるものであります。**

以上、壇上からの質問といたします。御清聴ありがとうございます。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの菊地議員の御質問にお答えいたします。1点目、**大館市国民保護協議会条例案**についてであります。①として**今後の具体的な進め方**についてであります。武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、いわゆる武力攻撃事態対処法を受けて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、通称、国民保護法が平成16年9月17日に施行されております。国民保護法では、国外からの武力攻撃の事態やテロ攻撃等の緊急対処事態が万が一起こった際に、国民の安全を確保するための万全の対策を整備するために、国や都道府県・市町村が連携してさまざまな方策を講じていくことを定めております。本議会に提出した国民保護協議会条例案や国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例案も国民保護法の規定に基づくものであります。国民保護協議会では、国民保護法で作成が義務づけられている国民保護計画など、国民の保護に関する重要事項を審議いただくことになっており、本年8月1日現在で全国1,842の市町村のうち、92.3%に当たる1,700の市町村で協議会条例が制定されております。また、国民保護計画につきましては既に全都道府県で昨年度中に作成を終えておりますが、市町村については県の計画に基づき本年度中に作成することになっており、本市におきましても、消防本部と消防署を中心に総務部総務課と連携して作成を進めているところであります。

②**事業の性格上、広域的対処が必要と思われるが、連携の見通しはいかがか**ということですが、国民保護計画は基本的には災害対策基本法に基づく防災計画と類似性が高いものであります。災害対策基本法が対応を市町村を中心にして、規模によって県や国に協力や援助を求める形の自治事務であるのに対して、国民保護法での想定は外国からの武力攻撃やテロであることから、国家の安全保障問題として国が対応主体となって法律や国の指示によって市町村が責務を全うする、いわゆる法定受託事務であります。したがって、法律や県の保護計画を遵守することによって近隣市町村が同一の対応をとれる形となっておりますが、情報交換をしながらスムーズに連携がとれるようにしたいと考えております。

③**周辺事態に関する市長の認識**について。本市は市民の総意として、世界の恒久平和を願う

非核・平和都市宣言をしております。また毎年、中国人殉難者慰霊式を継続して内外に戦争のつらさや悲惨さを訴え続けてきているところであり、戦争やこれに準ずるような事態のない平和な世界の実現はすべての市民の強い願いであります。しかしながら本年7月には、またしても7発の弾道ミサイルが日本海に着弾するなど北朝鮮による不穏な動きが報道されたり、各国で多発するテロ行為での悲惨な状況を目の当たりにするに至っては、ないと願ってはおりますが可能性を打ち消すことができない以上、市民を守るための有事への備えをきちんと法に基づいて整えておくのが市長としての責務であると考えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

大きい2点目、**救急車配備6カ月の総括と改善点について**であります。本年4月1日から、比内分署において救急業務を開始いたしました。8月末までの5カ月間の出動件数は本市全体で869件、そのうち比内分署からの出動件数は196件で、全体の23%を占めております。また、出動から病院収容までの時間につきましては、比内地域が7分、十二所及び二井田地区などが2分から4分短縮され、救命率の向上に大きな効果を上げております。これまでの出動事例ではトイレ内での出産や飲食店内での突然の発病、また、交差点での自動車事故による頭部からの多量出血など1分1秒を争う危険な状況に対して出動から2分以内に現場へ到着し、いずれの事例におきましても、早期に医療機関へ搬送することができております。時間短縮が図られたことや市民の皆様が安心感を持っていただけることはまさに救急車配備の効果であると考えております。次に、比内分署における今後の改善点についてであります。現在の庁舎は文教地域かつ住宅密集地にあるため緊急車両の出動に適しているとは言えないことなどから、移転について検討を重ねているところでもあります。なお、移転につきましては平成19年度をめどに議会や地元関係者と御相談しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

大きい3点目、**大館市平和記念文集「平和への想い」編集で比内地区などから応募がなかった原因は何か**についてであります。平成7年から行われ、ことしで12回目となる平和を祈念する作文の募集は毎年全市民を対象に行っており、応募作品すべてを掲載した文集を作成して、大館市平和祈念・戦没者慰霊式の参列者や市内各学校・公民館などに配布しているところがあります。また、大館市平和祈念・戦没者慰霊式において、最優秀賞・優秀賞の各受賞者を表彰し、受賞作品の朗読をしていただいております。おかげさまで、平成12年から毎年応募作品数がふえ続け、今年209編の作品の応募がありました。作文募集につきましては、市広報に募集記事を掲載するほか、職員が市内全小・中学校を訪問するなどして周知を図ってきたところではありますが、比内・田代両地域からの応募は合併後ことしが初めてということもあり、比較的少ない状況でありました。今後は、教育委員会との連携をより一層密にしながら、学校の年間行事計画に組み込んでいただくなど、これまで以上に作文募集の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○58番(菊地隆二郎君) 議長、58番。

○議長(伊藤 毅君) 58番。

○58番(菊地隆二郎君) 御答弁ありがとうございました。ただ、最後の平和記念文集でございますが、担当から若干事情を聞いたのでありますけれども、一定の理解はいたします。ただし、やはり合併後初めての文集でありますので、市長が今答弁したように、教育委員会との連携が欠けていたのではないかと考えられます。縦割り行政の欠陥なのかもしれません。また、予算があるので仕事をしなければならない、予算を消化するという官僚らしい発想があったのではないかとも思われます。予算を消化するという発想だけでは新市の一体化というのはなかなか難しいのではないかと、そういう意味では市長としてさらに一層、職員の指導をしていただきたい。要望でありますのでよろしくお願いいたします。

○議長(伊藤 毅君) この際、議事の都合により10分間休憩いたします。

午前10時33分 休 憩

午前10時43分 再 開

○議長(伊藤 毅君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

明石宏康君の一般質問を許します。

〔26番 明石宏康君 登壇〕(拍手)

○26番(明石宏康君) いぶき21の明石宏康でございます。まず初めに本日8時27分無事、秋篠宮妃殿下紀子様がお産みになったということでありまして、心から祝意を申し述べさせていただきます。(「おまえも頑張れ」と呼ぶ者あり)(笑声)原稿にないことを言うのは大変です。先月末の話であります、アメリカにも数隻しかない最新鋭の海上配備型迎撃ミサイル、SM3を搭載したイージス艦シャイローが日本に配備され、横須賀港に入港しました。2003年に小泉内閣が導入を決定したミサイル防衛構想は着実に進んでおり、今後は石川島播磨とか三菱重工業が建造した、国産の4隻ある日本のイージス艦へのSM3の搭載を急ぐという話も聞こえてきております。これは言うまでもなく、我が国を標的とした中距離弾道ミサイルの脅威が決して絵空事などではない、現実であることを知らしめる出来事でありました。また、数カ月前ですが、花見の宴席で友人たちに「次回の一般質問では、ぜひ国民保護計画を取り上げたい」と話したところ、「そんな訳のわからないものは国会に任せて、おまえは病院とか市営住宅とか市政の話をしろよな」と一蹴されたことがありました。これは私の友人に限ったことではなく多くの市民が、国・都道府県・市町村と一体で策定を進めている国民保護計画について何ら周知されておらず、他国からの武力攻撃に対する備えや心構えなど皆無の状態、緊急事態に対して全くの無防備であることを物語っております。今9月議会では、私を含め3人の

同僚議員がこの計画を取り上げております。賛否の立場はさまざまでしょうが、私は一般質問や今回上程されている本件にかかわる2つの条例案を審議する委員会での議論が報道等で周知されることにより、多くの市民が全国の市町村が策定に取りかかっている保護計画を知る機会になってほしいと思います。また、先ほど質問いたしました菊地議員と一部内容が重複しておりますが、よろしく願いいたします。それでは通告に従いまして順次一般質問を行います。

国民保護法は16年9月に施行されました。大きく2つに大別され、一つは武力攻撃やテロの際に国民の生命や財産を守るために国や地方公共団体の責務を定めたもの、もう一つは避難や救護活動など災害への対処を中心としたものと解釈できます。昨年10月にはこの国民保護法に基づく**国民保護計画**が閣議決定され、都道府県や市町村にも保護計画の策定が義務づけられました。総務省消防庁の中に国民保護室が設置されていることから、この国民保護という新しい分野が旧来の防災システムによく似ていることが伺えます。万一の有事の際に備えるという保護計画のその概念は、現在運用されている災害に備えるための地域防災計画と何ら変わりはありません。保護計画に定める市町村が実施すべき措置の一覧を見ましても、平素の訓練の必要性や住民への警報の伝達や避難実施要領の制定、生活関連施設等の安全確保から武力攻撃災害の復旧に至るまで、非常に重要な内容となっております。それゆえ、今回当市議会に付託されている議案第98号の大館市国民保護協議会設置運営にかかわる条例案と議案第99号の大館市国民保護対策本部等にかかわる条例案は当市が早急に取り組むべき案件であると私は強く思っております。**保護計画の早期策定は市民の生命を守るべき自治体の責務である**とも私は思っています。ことし2月、「武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に反対することについて」という陳情が当市議会に提出されました。2月下旬受理ということで3月定例議会には間に合わず、6月定例議会で審議されましたが、付託された総務財政常任委員会では議論の結果、継続審査とすべきものとなりました。内容を見ますと、武力攻撃に備えるというのは口実で、改憲論を交えながら日本を戦争する国に変えるもの、国・県の指示通りに住民を戦争に総動員する市町村国民保護計画設置条例を採択してはなりません、といった内容の陳情でありました。「今回の国策が**政治の右傾化を招く**」、「1938年に制定された国家総動員法の再来である」、この陳情以外にもこうした意見はメディアなどの一部の評論からも散見されますが、**私の考えはこれには真っ向から相対する**ものであります。まずもって改憲論と保護計画というのは特性の全く異なるものであり、混同して議論すること自体が大きな誤りであり、国民保護法のどこを見ても政府が国民の生命を守らねばならないという記述こそあれ、武器をとってともに立ち向かえといった戦争を奨励するような記載は一切ありません。また、有事の際に近くに暮らす子供や高齢者などを迅速に救護するためにも、いい意味での武力攻撃を想定した住民の組織化というのは当然必要であり、それが要らないという意見こそ「自分の身は自分で守る。そんなときに人のことなどどうでもいい」のような暴論であると言われかねません。非協力者への公用令書の交付といった言葉に著しいアレルギーを感じる方がいらっしゃることは、日本

の歴史を考えても十分承知しておりますが、例えば、ガソリンスタンドを営む方が緊急事態時に病院や救急車への燃料供給を拒むとしたら、事態の対処をすべき消防隊員や警察官・行政関係者や議会の私たちがみずからの避難を最優先させたら、一体どうなるでしょうか。こうしたケースを避けるために整備された公用令書の交付に代表される法によるある程度の強制力を人権侵害と断定される方が数多くいらっしゃることは本当に残念でなりません。確かに過去日本は国家総動員法を制定した後、国民徴用令・決戦非常措置要綱・学徒勤労令・女史挺身勤労令と、軍部の強大化による右傾化の一途をたどった誤った悲劇の歴史を持っています。しかし過去の事実があるから、今回の保護計画が即ファシズムの台頭を招く、日本が国民総動員で軍事化に突入するといったたぐいの、根拠に欠けていると言わざるを得ない、ほとんど意味不明の議論をする時間があつたら、緊急時にいかに1人でも多くの国民・県民・市民の安全を確保できるのかといった議論に移行していただきたいと強く思う次第であります。この国民保護法と国民保護計画に対してどんな考えを持った方でも、毎日世界のニュースを見ていて、**有事への備えが現在同様に皆無でいいと思っている人など誰一人いない**と思っています。この計画では民間企業の積極的な協力や住民の自助努力による取り組みの促進も掲げております。議案で審議される協議会や対策本部の組織の大枠は国で示しておりますが、有事の際に最前線の現場で多くの市民が持つさまざまな能力を生かせる組織づくりも、条例ができた後の大切な仕事であります。阪神大震災の時には、崩壊した道路で救急車が立ち往生する現場で救命活動に当たる医師に医薬品を搬送するのに活躍したのはオートバイでありました。また、爆撃を受けて崩壊した町で救出活動に使ったのが近くの建設会社のショベルだったニュースも見たことがあります。他にも、医院や薬局はもちろん、ガソリンスタンドやスーパーマーケットなどの企業、また元医師や元看護師で今は勇退している方や救急救命の講習を受けている方、保育士や農家で食糧を供給できる方、さらにはアウトドア派で小型発電機を自宅に持っている方などなど数多くの企業や個人がさまざまな形で救護活動に参画できるはずで、計画がただ紙面の計画ではなく、いざというときに本当に役に立つものであってほしいと願っていますし、当市の保護計画策定に当たっては、市内のあらゆるジャンルの企業・人材の把握に努めてきめの細かい町内会レベル、隣近所同士のレベルまで連携を深めてもらいたいと思います。国民保護という制度そのものがまだ新しいカテゴリーであり総論を述べるにとどまりましたが、市長は現在当市が策定準備を進めている保護計画に当たってどういった御認識・見解をお持ちなのか伺いたします。

続いて、**桂城城址のこれからについて**幾つかお尋ねしますが、通告の際に職員の方が「公園のことなら都市計画課だが庁舎移転の話となると総務課だし、答弁書をどちらが準備すればいいのか」と迷っておられたのを見て、通告のときの私の話がぼやっとしていたのかもしれないと、かなり反省しておりました。通告時の質問要旨は皆さんが御覧になっているところに書いてあるとおりに3点になっておりますが、紛らわしくならないようにその後、原稿を校正しま

したので、①現在の公園のレイアウトの是非、②庁舎移転の考えはあるかの2点について答弁をお願いいたします。大館城についてとうとうと語るほど私は郷土史に明るくありませんが、城は1550年に浅利氏によって築造され、明治維新・戊辰戦争時に内堀や土塁など一部の遺構を残して全焼しておると聞いております。現在は桂城公園として整備され県内有数の花見どころとして多くの方に愛されておりますが、公園のデザインという観点で考えてみたとき、今議場にいる皆様はどのように思われていらっしゃるでしょうか。数10年前に一体どのような経緯で現在の公園のデザインが決まったのか、当時の詳しい話は私にはわかりません。しかし、城址内に体育館を建設したり、残存していた遺構でもある内堀を埋め市民プールにしたり、庁舎があったり駐車場があったり、理解に苦しむのは私だけではないと思います。当時はいたし方なかったにせよ、デザインというよりはむしろ、組み合わせという言葉が適切でしょうが、これが現代のまちづくりとか公園整備の目線に合ったものかどうかは大いに議論の余地があるとは言えないでしょうか。大館城址として復元するとなれば何10億円もの公費投入が脳裏をよぎりますが、私はそこに城を築造してほしいなどとは間違っても思っておりません。プールや体育館が城址にあるというセンスの悪い組み合わせを見直すだけでも、桂城公園はより大館城址にふさわしいデザインに近づきます。ここは当市の中心部に位置しており、すばらしい桜の木も数多くあります。要らないものを除いて緑を豊かにするだけでも、美しい市民の憩いの場としてさらに多くの方に愛されるのではないかと私は考えております。例えば、弘前公園は花見会場として日本トップクラスの知名度を誇っていますが、行政の管理も見習うべきところがあります。弘前城本丸など貴重な文化財が数多く残存しているなど、一概に大館とは比較できませんが、都市公園として市民に快適に過ごしてもらうためさまざまな取り組みをいたしております。一番驚いたのは、あれだけ広大な敷地で園内にはたくさんの道路がありますが、来訪者のための駐車場はどこにもなく、管理業務以外の自動車の乗り入れは年間を通じて一切できません。環境保全のため花見時期であってもバーベキューなどの煮炊き行為は一切禁止されているのも大きな特徴です。一見してルールだらけの感もありましたが、そうした多くの取り組みに市民が賛同して、結果、大都市のど真ん中に位置しながらもあのような歴史観漂う格調ある公園になっているのだと痛感いたしますが、桂城公園を考えた場合これは耳の痛い話であります。大館城址というコンセプトを重視していれば現在のレイアウトは到底考えにくいものであり、城址を後世に伝えるという面からも再考の時期に来ているのではないかと思います。これに係る市長の御所見を伺うものであります。また、桂城公園を城址として整備するとなれば避けられないのが、文化財に隣接するという現在の庁舎の位置の議論であります。老朽化しているとはいえ、まだ使用に耐え得ること、当市が新庁舎を建設する財政状況とは言えないことなどは私も十分承知しておりますが、10年後、20年後の先を見据えた議論を始めてもよろしいのではないかと思います。市長は就任されてから15年間、庁舎の議論には余り触れられてこなかったような気がいたします。庁舎移転という話をすると、とにかく近くなる人は大賛成、遠くな

る人は大反対という、それが人情であり、またその感情論が時にはこの議論の一番の弊害でもあり、それゆえ我々議員もそうそうめったなことでは口にしないものです。しかし、現在の庁舎をいつ建てかえる必要があるのか。またそのときは現地なのか移転するのかといった議論が、現在ほとんど行われていないというのもいささか不自然さを感じてしまいます。現在は財源不足であっても、長期的な展望に立った見通しを示すことはできるはずであります。大館城址に位置する現地のままがよいのかどうか。市長には、改選半年前に何てこと聞くのかと叱責を受けそうではありますが、忌憚ない率直なお考えをお聞かせ願うものであります。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの明石議員の御質問にお答えいたします。1点目、**国民保護計画**について、①**計画策定は市民の生命と財産を守るためにも必要である**ということですが、先ほどの菊地議員の御質問にもお答えしましたように、平成16年9月17日に施行されております国民保護法では、国外からの武力攻撃事態やテロ攻撃等の緊急対処事態が万が一起こった際に、国民の安全を確保するための万全の対策を整備するために、国や都道府県・市町村が連携してさまざまな方策を講じていくことを定めております。国民保護計画はその根幹をなすもので、法律や基本指針に基づき既に全都道府県で昨年度中に作成を終えておりますが、市町村については県の計画に基づいて本年度中に作成することになっており、本市においても作成を進めているところでありますので、御理解をお願いいたします。

②**政治の右傾化を憂う策定反対論には賛同できない**ということですが、国民保護計画は、国会で十分に論議され衆参両院で修正を加えられて成立した国民保護法の規定によって、都道府県や市町村にその作成が義務づけられているものであります。仮に、近隣市町村で策定し本市では要らないとした場合、地域全体が被害を受けて近隣市町村が計画に基づききちんと住民の救護活動がなされているのに、本市では何もできないでいるといった大変な事態に陥ることになります。国民保護法に基づく市町村の措置は法定受託事務であり、国民保護計画は法律によって市町村が策定しなければならない計画であります。法律に基づいて的確に対応するのが我々行政に携わる者の責務でありますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

③**国際情勢をかんがみても「災害以外の有事への備えが皆無」**でいいと思っている人など一人もいないということですが、本市では市民の総意として、世界の恒久平和を願う非核・平和都市宣言をしており、戦争やこれに準ずるような事態のない平和な世界の実現は市民全員の強い願いであります。しかしながら本年7月には、またしても北朝鮮から発射された7発の弾道ミサイルが日本海に着弾しております。多くの中距離弾道ミサイルが実戦配備されているという報道もあり、また各国で多発する悲惨なテロ行為の報道もあります。起こり得る可能性がゼロではない以上、市民を守るための有事への備えを法に基づいて整えておくことが市長としての責務であると考えております。議員がおっしゃるように、市民の安全を考えた場合、そ

の必要性は誰にも否定できないものであると考えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

大きい2点目、**桂城城址のこれからについて**。御質問を2点ということで、現在の公園のレイアウトの是非と、それから移転の意志はあるかということでありましたので、一応準備したのは、御質問を3点ということでありましたので、私どもどうお答えしていいかあれなんです。ちょっと原稿から外れるかもしれませんが、ひとつ御理解いただければありがたいと思います。まず例えば、桂城公園に体育館やプールのかわりに館ができて復元されて、堀やそれから松などに囲まれて、そういった景観がまた再現されるということになりますと、大館に生まれ育った人たちや現に在住する市民の皆様ばかりでなくて、またふるさとを大館とされている皆様方にとりましても大変に夢をかき立てられる構想ではないかと私も思います。私自身も、目と鼻の先に住んでいるわけでありまして、桜祭りとか各種の催しのたびに桂城公園についてはどうなのかなと思うところも大変あるわけでありまして、ですから市民の皆さんの望むいろんな桂城公園に対する思いを考えてみますと、議員のさまざまな御指摘について大変に魅力ある提言であると私も考えております。ただ現実問題としましては、城址の中にあるプール、これは唯一の50メートルプールでありますし、それから体育館もまだ国体が終わるまでは使わなければいかんということでありまして、そういう意味で、これはいずれ建てかえその他、時期に改めてこういった公園のレイアウトの是非を皆さんで御議論いただくことが必要じゃないかと思っております。それからまた一方、庁舎につきましては、この地域というのは二の丸・三の丸ということになるのでありましようが、実は市役所のみならず他の公共機関も建っているわけでありまして、裁判所もあれば一部郵便局もあるというあんばいでありまして、市役所だけが移転すれば済むというあんばいにはならないことは御理解いただきたいと思うのであります。しかし例えば、庁舎につきましては今のところどういう考えを持っているかと言いますと、当分の間は比内・田代の両方の総合庁舎を活用しながら現庁舎を耐震補強して使用していきたいということを皆様へ申し上げているわけでありまして、もちろん庁舎の移転も含めてこれからもまたさまざまな観点で議論していかなければいけないと思っておりますけれども、本当の意味での桂城公園の復活ということになれば、先ほど申しましたようなもっと大きな長期間の構想を持って、他の公共施設の移転も含めた構想をまたつくっていく必要があるのではないかと思います。ということで、当面の間はまず現庁舎と裁判所があります二の丸部分を除きまして、本丸のある部分について体育館やプールの老朽化が当然問題になるわけでありまして、これらの老朽化の時期に合わせて移転なりする場合にはこのレイアウトを十分に皆さんで議論していく必要があるのではないかと考えております。以上のような考えでありますことを御理解賜ればありがたいと思っております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長（伊藤 毅君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時08分 休 憩

午後13時00分 再 開

○議長（伊藤 毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中村弘美君の一般質問を許します。

〔12番 中村弘美君 登壇〕（拍手）

○12番（中村弘美君） 平成会の中村であります。この9月20日に予定されている自由民主党の総裁選挙は、消化試合などやゆされながらも安倍官房長官の圧倒的なリードで今、前哨戦が行われております。国と地方の長期債務は18年度末で775兆円と予測されております。日本銀行がゼロ金利政策を解除したことで金利は上昇基調に入り、長期金利が1%上昇すると国債の利払い費だけで来年度1兆8,000億円も膨らむと言われております。財政再建の目的は、財政の帳じり合わせではなく、借金の返済費用が歳入を食いつぶし必要な政策に予算が回せない、そうした現状を改めて財政本来の機能を取り戻すことであります。財政の立て直しは内政の最重要課題であり、財政再建こそがまさに改革の本丸であります。誰をトップに据えたら成功できるのか、各候補は具体的に説得力のある財政再建案を示すべきだと思うこのごろであります。それでは通告に従いまして質問に入ります。今回は国の農業政策の転換に伴うもの2項目だけに絞って地域の声、マスコミ報道などから私が感じていることを質問いたします。

初めに、**集落営農**についてであります。国は、平成19年度からこれまで個々の農家に交付してきた助成を、担い手と言われる認定農業者や要件を満たした集落型営農組織に集中させるという新経営安定対策を打ち出し、今各地で集落営農について説明会や話し合いが行われております。もとより国の政策の転換であり、市長に異議を唱える筋合いのものではありません。また、意欲のある農家や法人・団体に国が助成することに反対するものではないことをあらかじめ申し上げておきたいと思えます。9月1日午後7時30分からNHKテレビで「秋田2006 生き残りをかける集落営農」という番組が放送されました。御覧になった方も多かろうと思えます。北秋田市坊沢・大仙市中仙で苦悩の決断をする農家や集落組織の新しい取り組みなどを紹介しておりました。放送の中では、本年6月末で集落営農の対象となる県内2,542の集落のうち、個別経営を選択したところ750集落、全体の29.5%、集落営農の話し合いをしているところ325集落、12.8%、未定、まだ話し合いもしていないしどうするか決まっていませんというところは1,467集落、全体の57.7%という数字が出ております。これからは集落営農に対する厳しい現状がうかがえます。また、この1年間に新たに組織を立ち上げたものが38、一方で解散したものが12という最近の新聞報道もあります。**現在の秋田県内と大館市の状況について**お伺いをいたします。

私自身も1.5ヘクタール程度の農地を所有し、平均的な兼業農家に生まれ育ち現在に至って

おりますが、4月19日に農業指導センターとJAの職員を招いて集落営農についての説明会を地元町内で行いました。出席者からは、この先の情勢がどうなるのかわからない、個人でやって間に合わないものが集団でやるとよくなるのか、簡単に組織化できるものなのかなどの声があり、説明側からは農業機械を削減してコストを下げるというメリットはあるが、集落営農だからバラ色の夢を描けるとは限らないという意味合いの慎重な発言もあり、どちらかという可悲観的なムードが漂う説明会でした。そこで感じたのは、国の政策転換に伴う一方通行の説明だけではどう判断してよいものかという農家の戸惑いであります。放送の中で、秋田県の担当者である地域振興局の職員は、何10年も家族単位で農業に取り組んできた人たちに短期間で集落営農への理解を求めるのは難しいと話しておりましたが、これだけの大改革を進めるからには、**もっと時間をかけて成功例・失敗例などの実例を集落に提供し、農家の理解と決断を求めるべきだ**と思うのですが、市長の御見解をお伺いします。以前には集落農場化という言葉もあり、稲作農業と集落は切り離せない農村の理想的なイメージがありましたが、混住化や農業離れの進む現在の集落は大きくさま変わりしております。営農というからには農業経営、経営となれば利益か損失を計上することになります。紹介された大仙市の中仙さくらファームは組合員が19、耕地面積40ヘクタール以上、組合員には提供している農地の地代と執務に出た作業労賃が支払われる形になっております。決算書の内容を見てみますと、売り上げが4,265万9,000円、費用が5,383万円、営業収支では1,100万円ほどの赤字となっております。それに転作大豆・減反・集落営農などの補助金収入が1,400万円、その結果330万円の経常利益となっております。集落営農により作業が効率化し1人当たりの労働時間が減少する、労働時間が減るということは収入が減ることになります。組合員の中には年収が100万円ほど減少した人もおります。収入をふやすため、2年目の挑戦としてリンドウの栽培に取り組んでおりました。倒産するかもしれないが、倒産しないように頑張らなくてははいけない。決して楽ではないが5年先、10年後にはよかったと思うような法人にしなければと、決意を語っていたのが印象的でありました。今後、補助金がどの程度確保されるのか、また保証されるものなのか、さくらファームの存続がそれにかかっていると私には思えるのですが、市長の感想と御所見をお伺いいたします。**個別経営を選んだ農家、または営農組織ができない集落についての今後について考えてみたい**と思います。これまで長い間一律の補助金を受けるために、集落内各農家の減反割り当てとその達成など辛うじて生産調整が行われてきたものが、補助金がもらえないとなれば歯どめがなくなります。生産調整に協力しない農家が多くなるという大きな問題が発生するものと懸念されます。一方、特に山間地では農業に見切りをつける農家や、集落を離れる農家などにより耕作放棄地がふえ、水利組合や土地改良区の維持運営などに支障が出るなど、地域の荒廃が進むものと危惧するのであります。経営効率の劣る山間地は水資源の確保、里山保全・森林保護など、国土保全の見地から集落が消滅しないような別の対策が必要だと思うのですが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、「農地・水・環境保全向上対策」についてであります。ことし2月に私の住んでいる町内の会長が来て、「市役所からこんなものが来たけれども中身がよくわからないので見てもらいたい」と言って差し出されたのが、「農地・水・農村環境の保全管理活動に関するアンケート（お願い）」というものでした。非農家である町内会長には農地・水・農村環境と言われても理解が及ばないというので、農道の草刈りや補修、用排水路の泥上げなどは毎年行っていることでもあるし集落営農もなかなか難しい状況なので、農家にとっても町内ぐるみで取り組むのはよいことではないかということ話を話して、前向きに取り組むことになりました。その後、6月26日に地区の矢立公民館に町内会長・農政推進員・土地改良区役員などを集めて事業説明がありました。質疑応答では参集した人たちの意識の違いが大きく、実りのある説明会とはほど遠いものでした。町内会長へのアンケートを知らない、何のことやらさっぱりわからないなどと言う声もあり、少なくとも事前に町内の関係者がある程度の共通認識を持って説明会に臨むべきであり、市の周知徹底が不足していたと言わざるを得ません。この事業は前項で述べた、認定農業者や集落営農に集中する政策の転換によって、中小農家の離農、農村集落の崩壊を防ぐための施策だと私は認識しており、それゆえに車の両輪と思うのでありますが、説明では集落営農などと一体のもので単独で集落単位では組織できないという、国の資料とは異なる説明でした。大規模農家や集落営農組織にも経営破綻・倒産・解散はあり得ます。組織をつくることのみで、解散する際の補助金返還などの説明はありません。農水省の資料中身の最初に「新しい助成を受けるには、まず活動組織を作る必要があります」と書いております。この事業は助成金をもらうための事業なのか、地域の農業環境の保全をするために農家だけでは限界があるから、町内会や子供会など地域ぐるみで支えてもらいたいという事業なはずであります。補助金をえさにするかのような対策は見直すべきであります。また、事業に手を挙げる組織が多い場合、財源は確保されるのか、またそれを組織に保証できるものなのかお伺いをいたします。

農家が稲作をするために水路や農道、地域によってはため池などがあります。農道・市道や県道端、河川の土手まで、草刈りを個別にまたは集団で行ってきております。このような作業に要件を満たした組織をつくれれば助成金を出すという。本来農家が当然のごとく行ってきた同じ作業に対して助成を受けられるところと、受けられないところが出てきます。極めて不公平感の強い、納税者の立場から考えてもおかしな施策と言わざるを得ません。この対策は農家や集落の現状を知らない役人が描いた机上の空論で、このようなものにばらまく予算があるのならば、泥上げをしなくても済むように用水路にU型を入れるなり農道を舗装するなど、補修作業を少なくする方向に回すべきだというのが現場の声であります。市長の見解をお伺いし、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの中村議員の御質問にお答えいたします。1点目、集落営農について、①として現在、秋田県・大館市でどのくらいの組織立ち上げを見込んでいるのか。

その件数・割合等についてのお尋ねであります。平成17年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」により農業をめぐる情勢が大きく変化し、農業政策の大幅な改革が迫られております。これまでの全国一律の幅広い農家を対象として品目ごとに講じてきた施策が見直されまして、19年産からは認定農業者や集落営農組織に施策を集中化・重点化して、その経営の安定を図る施策、いわゆる品目横断的経営安定対策に転換されることとなったわけであり、御質問の集落営農組織の設立状況であります。秋田県全体では2,542の農業集落のうち、7月末までに全集落の2.2%に当たる57集落で組織が設立されており、品目横断的経営安定対策への最初の加入期限となる来年6月までに、全集落の11.8%に当たる300集落での設立を目標としております。本市におきましては183の農業集落があり、これまでに集落営農組織は設立されておきませんが、来年6月までには全集落の5.5%に当たる10集落程度の設立を見込んでおります。なお8月末現在、本市において品目横断的経営安定対策の加入要件を満たしている4ヘクタール以上の認定農業者は195人で、2005年センサス農家戸数の4.3%となっており、水田面積は1,417ヘクタールで、昨年12月時点の農地台帳の水田面積の21パーセントとなっております。来年6月までに、より多くの農家・集落が加入要件を満たすことができるように、今後とも支援してまいりますので御理解をお願い申し上げます。

②として、**もっと時間をかけるべきではないか。**1点目が、**机上の計画説明だけでは判断できない。**2点目、**実践例を出すべき。**3点目、**理想的な美名だが、営農とは損得でもある**という小項目があるのですが、これは一括してお答えしたいと思います。昨年10月に国の農政改革の方向性が示されたのに伴いまして、市では大館市集落営農推進協議会を設立しておりまして、昨年12月には115カ所で集落営農座談会を、本年1月には大館・比内・田代各地域において大館市集落営農育成研修会を開催し、座談会には1,031人、研修会には230人の方々に御出席いただいております。また、2月には107カ所で生産調整とあわせた集落座談会を開催し、さらに7月には24カ所で集落営農座談会を開催し、376人の方々に出席していただくなど、多くの農家が品目横断的経営安定対策の助成を受けられるよう、集落営農のメリット等と呼びかけてまいりました。しかしながら、多くの集落において経理の一元化、農地の集積、リーダーの育成等難しい要件があり、その他、各集落で抱えているさまざまな問題をクリアするためには集落内でよく話し合う必要があり、時間がかかるとの声がありました。議員御指摘のとおり、集落営農にはメリットもありますが、組織を設立するための課題も多いため、集落農家の話し合いによる合意形成が重要であると考えております。なお、品目横断的経営安定対策は来年度から始まりますが、19年産の対策に加入していなくても組織を設立して20年産以降の対策に加入することも可能であります。そのため市では、今後とも要請がある集落には何回でも足を運び優良事例資料などを提示しながら話し合いを重ね、より多くの集落がこの対策に加入できるよう時間をかけて支援してまいりたいと考えております。また、転作に係る産地づくり交付金、価格補てんに係る補助金等につきましては、引き続き交付される見込みとなっておりますので、

あわせて御報告させていただきます。

③**組織づくりができない地域においては、耕作放棄地や住民の集落離れが進むと思われる**がいかがかということですが、大館市の183の農業集落のうち、集落営農組織ができる集落は余り多くないと考えられます。議員が御心配されますように、その他の集落については耕作放棄地や住民の集落離れが進む可能性があるわけでありです。そのため本年4月に、市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想で認定農業者の条件としている年間所得基準を700万円から450万円に見直しをしまして、認定農業者の育成確保に努めており、集落の農地を認定農業者に集積することにより耕作放棄地をできるだけ少なくしてまいりたいと考えております。6月には、3ヘクタール以上の農家に対しダイレクトメールによる認定農業者への誘導を図り、その結果、新たに16名の認定農業者が確保されております。また、組織化されていない集落の農家であっても、来年度においては今までどおり生産調整達成を条件に産地づくり交付金の対象となるわけでありです。さらに、この後2点目の御質問でもありますが、来年度からは農地・水・環境保全向上対策が実施され、集落ぐるみの共同活動に対する支援が行われますので、本事業の活用もあわせて推進してまいりたいと考えております。厳しい農業情勢の中ではありますが、地域農業が後退しないよう国や県に働きかけるとともに、これまで以上に農業の振興に努めてまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

大きい2点目、「**農地・水・環境保全向上対策**」について。①として、**助成金をえさにする**ような対策は見直すべき。財源はあるのか。保証されるものなのか。②**農家が当然に仕事として**行っている作業に、**組織をつくれれば助成金を出す**というのはいかがか。それからまた、**地域に混乱をもたらす愚策である**。対象となる水路や農道に**予算を回す**べき。この2点につきましても、また関連がありますので、一括してお答えをさせていただきたいと思っております。農地・水・環境保全向上対策は、本年7月に制定されました経営安定対策等実施要綱に基づきまして、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、品目横断的経営安定対策とあわせて平成19年度から実施される施策であり、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地や農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみの共同活動を支援するものであります。集落など一定のまとまりを持った地域において、農業者だけでなく地域住民等を含む活動組織が一定以上効果のある保全活動を実施する場合に、農地面積に応じた支援額、例えば水田では10アール当たり4,400円を交付することとしているわけでありです。この施策は、農業資源を維持・継承するとともに良好な環境を保全していくために有効であり、また、中山間地域等直接支払制度に比べより広範な地域において共同活動を支援するものであるため、集落機能の向上・回復等においてはこの同制度と同等以上の効果が期待できるものと考えております。本市におきましては、県の指導のもと2月に農業集落の代表者を対象としたアンケートによる意向調査を実施し、また6月末には、市内の19地区において集落代表や農政推進員の方を対象とした説明会を開催したほか、土地改良区等との意見交換を行い、要望のあった集落には職員が出向いて対

策の周知に努めてきたところであります。一方、その費用負担につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1となっております。本市の農業振興地域内の農地をすべて対象とした場合は約7,200万円、また希望集落のすべての農地を対象とした場合は約5,400万円の予算措置が必要となり、この負担は現在の逼迫した地方財政状況の中では極めて厳しいものであります。このため県や市町村は、地方六団体を通じて、将来にわたり安定的な助成金制度とするため、地方負担について中山間地域等直接支払制度と同様の財政措置を講ずるよう国に要望しているところであります。市では、これまでの説明会に出席された方々の御意見・御要望と県の方針を参考にして、できるだけ多くの集落が参加できるよう、去る8月22日に実施のための市の基本方針を策定いたしました。今月8日からは、この方針に対する理解を得て、実施を希望する各集落等の意向を確認するため、市内16カ所でヒアリングを実施することとしております。今後、参加組織の名称や構成員・活動内容・規模等について関係者との調整を行い、11月末までには実施に関する原案を作成し、来年2月には最終案を取りまとめたいと考えております。また、議員御指摘のとおり、この施策に取り組めない農家や集落があることから、農業と農業集落を守る新たな施策の創設や農業用水路・農道などの農業用施設の整備に係る施策の拡充について、引き続き国・県に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○12番(中村弘美君) 議長、12番。

○議長(伊藤毅君) 12番。

○12番(中村弘美君) 先ほど個別経営を選択した農家、そしてまた努力はしたけれども組織化できない集落の中で、これまでは集落内の人たちに迷惑をかけてはいけないということで減反はできるだけ協力してきたのだけれども、「今度は補助金の対象にならないのだから、おらんど何ぼつくってもいいべ」というふうな意見も話し合いの中に出てきております。そうすると生産調整というのが、これは体をなさなくなるというわけでありますので、そういう行為を市長が、今私がお話したことを聞いてどういうふうなお考えなのか1点だけ伺います。

○市長(小畑元君) 議長。

○議長(伊藤毅君) 市長。

○市長(小畑元君) 基本的に国の生産調整という考え方は、既にもうある意味では消滅しているわけでありまして、それは何かと言いますと、今までもどちらかと言いますと農家に自発的にできるだけまとめていこうとしたわけでありましてけれども、今度は全く発想が切りかわって、生産調整というよりもつくる農家に対しての、言ってみると助成、食糧生産に本格的に農業に励むそういった農家に対しての助成に、明らかに国は方向転換してきているわけでありまして、したがって、今お話がございました、例えば、できるだけ頑張るけれどもどうしても法人化できなかったとか、取り残された個別農家、そういった場合の対策というのはむしろ、

我々個別自治体でもこれから取り組んでいかなければならない大変重要な課題ではないかと思っております。そういう意味で国の生産の、言ってみると営農に対しての基本的な方向転換がされたことをいいか悪いかはともかくとして、現実問題として我々は受けとめなければいけないわけですから、それに現実にとった形で我々も対策を講じていく必要があると考えております。

○議長（伊藤 毅君） 次に、武田 晋君の一般質問を許します。

〔35番 武田 晋君 登壇〕（拍手）

○35番（武田 晋君） 一番睡魔が襲って来る時間ですけども、どうかしばらくの間御清聴お願いいたします。清政クラブの武田晋です。通告に従い質問しますので、明解かつ前向きな答弁を求めます。

初めに、**総合支所の有効利用と活性化**について伺います。合併に伴い比内・田代の役場庁舎は総合支所と名前を変え、その役目を十分に果たし地域のよりどころとして重要な場所となっています。特に比内総合支所に関しては、比内地域はもとより場所的に近い十二所地域など近隣の市民が訪れ、合併効果がここにもあらわれているようです。さて、この**比内総合支所**ですが、**2階**に上下水道部があるものの以前と比較するとまだ余裕があり、**3階**に至っては全く利用されていません。一番新しく設備も行き届いたこの施設を**有効に利用しない手はない**と考えます。以前検討する会議が持たれていたようですが、その後の展開はいかがなものでしょうか。独立した課をそっくり移転してもいいですし、以前検討した消防比内分署、3階の議場はミニシアターにするなど、さまざまな展開が考えられると思います。駐車場が十分に確保されていることを考えても早期に解決してもらいたいものです。さて、少なからず感じている方もいるかと思いますが、総合支所の職員に少し元気・活気がないように感じます。仕事量や任せられた仕事が少ないのか、本庁の下請的な業務しかないのか、さまざまなことを考えてしまいます。過渡期の体制としてやり過ごすことなく前向きに考えてほしいものです。これは私の一案ですが、職員に提案型の案件を出してもらい、**的を射た事案なら支所に単独で予算をつけて任せてしまっ**てはどうか。それが無理だとしたならば、本庁の業務をそっくりそのまま支所に移してやってもらう、いわゆる分庁方式もやり方の一つかと思えます。要するに、せつかく優秀な職員がいるのだし、持っている能力を十分に発揮、引き出すことのできる環境を整える必要があると思います。責任を持った仕事を得たとき、人間は頑張り、生き生きとしてくるかと考えますがいかがでしょうか。

次に、**体育施設の維持管理**について質問いたします。市内には公式試合ができ、設備の完備した野球場が3カ所あります。開設28年の**長根山球場**、12年の**達子森球場**、10年の**田代球場**がそれです。達子森・田代とも年間1,000万円以上の維持管理費をかけ、大切に利活用してきました。利用すればわかるとおり、芝生を含め快適な球場になっております。今年度、この維持

管理費が大幅に減額され整備が行われているわけですが、今のところ目に見える問題点はないにせよ、芝の管理が荒くなっていることは事実です。この2つの球場とも地域の施設として関係者が大切に管理してきたことすし、「長根山球場の外野の芝のようにしてはいけない」が合言葉みたいになっています。少ない予算の中で年度計画を立て、内野の土の入れかえ、バックスクリーンの塗りかえなど、**小まめな維持管理**を期待するものです。もし目標が必要ならば、プロ野球の2軍戦を何カ年ごとかに持ち回り開催するのも一案かと思います。「維持管理は早めに、損傷は小規模のうちに」を念頭に対処してほしいものです。

市内にある大小9カ所の**体育館**は、地域の体育施設として多くのスポーツ愛好者に利用されています。毎日地道にみずからの体力づくりに励んでいる市民のためにも、**最低限の維持管理に努めてほしい**ものです。来年の国体開催まではどうしても樹海体育館・田代体育館中心の予算づけになるかとは思いますが、利用者の要望を素直に受けとめ、スムーズな体制にしてもらいたいものです。今年度から比内・田代地区の体育館に使用料が賦課されており、そういう気持ちにも配慮した対応に期待します。地道ではありますが、担当者の定期的な点検、管理人からの苦情報告などにも素直に耳を傾ける心がけが必要かと思えます。

埼玉県ふじみ野市におけるプール事故の教訓をもとに、プールの給排水口点検が全国各地で行われています。当市の学校関係のプールは10数年前に不備な点を是正しているようですが、**市管理プール2つの施設における状況**をお知らせください。

次に、**スポーツ指導者の育成**について質問いたします。樹海体育館の完成により、市内の体育施設はより幅広く利用者に対応できる状態になりました。国体開催に拍車がかかっている現在の勢いはすばらしいものがあります。そこで、国体後の大館市スポーツ発展のためにも、ソフト面の充実を図ってほしいものです。体育協会に加盟する**各単位団体の指導者育成に頼るだけでなく、スポーツ課が先頭に立って全体的な指導者育成、指導者の資質向上の底上げ**をしてほしいと思います。また、そのための**指導者の研修**には大いに力を注いでほしいものです。ここに大館市の心細い例を1つ挙げてみます。大館市には現在39人の体育指導委員がいます。目立たないまでも体育関係の行事には欠かせぬ存在です。体育指導委員には、大館北秋・秋田県・東北・全国などさまざまな研修の機会があります。しかし、このような機会に参加する指導委員への補助は少なく、ほとんど自腹で参加しているのが現状です。旧比内町・旧田代町のときにはそれぞれの機会に見合った補助がなされており、大館市の現状を見て驚いています。近隣の鹿角市・北秋田市では東北研修までは3人から10人分の研修費を措置しており、おそらく県内他市も同じような措置をしていると思います。小さなことではありますが、意欲ある指導委員に少しでも報いてほしいものです。このような機会で得た知識が、いずれは大館市の財産になるのですから。

最後になります。**自殺予防の取り組み**について質問します。6月に自殺の防止と自殺者親族のケアの充実を基本理念とし、超党派の議員立法として自殺対策基本法が成立しました。全国

の自殺者が8年連続で3万人を突破し、秋田県でも御存じのとおり、10万人当たりの自殺率が10年連続全国1位という不名誉な記録が現実として続いています。秋田県の場合、交通事故死の約6倍の自殺者があり、毎年500人近い方がみずからの命を絶っています。当地域でも毎年、数10人自殺で亡くなっていることを考えあわせると、より一層、予防対策の必要性を感じます。自殺に関する原因等の検討は専門化の方々に任せるとして、突発的に見える行為とはいえ、自殺には交通事故と違い長い間に蓄積された何らかの要因があるため、途中で誰かがそのサインに気づくならば、防止できる可能性を十分に残しています。家庭から、地域から、職場から、行政の側から、多角的に対応することができるなら自殺者を減らすことができるはずです。このようなことを踏まえて次のことを質問します。**自殺対策基本法に基づいた現在の市の取り組み**を教えてください。また、**近隣市町・県・北東北3県との連携**をどのように考えているものなのか。特に秋田県は自殺率1位脱却を目指していろいろな政策を展開していますし、さきの北海道・北東北知事サミットでも自殺予防対策の連携について、「さらに広域的に新しい形の対策がとれる」と意欲を示しています。また、自殺の低年齢化、つまり**子供の自殺予防**に向けてどのように取り組んでいるのか、現状を教えてください。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの武田議員の御質問にお答えいたします。1、**総合支所の有効利用と活性化**について、①**比内総合支所の2階・3階の活用策**についてであります。この比内総合支所庁舎の活用策につきましては、市議会の建設水道常任委員会開催時以外は空き状態となります3階部分について、昨年7月に比内総合支所に3階フロア利活用検討委員会を設置しまして、利活用策を検討してまいりました。その中で、改装等の費用負担を伴わない形で教育活動に利用するなどの案も示されましたが、送迎等の課題も多くて実現に至らなかったわけです。議員御指摘のように、比内総合支所庁舎は市の庁舎の中では一番新しい建物でありますので、当面の利活用とあわせて将来的な全体の有効活用策につきまして、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目ですが、この**総合支所に単独予算をつける考えはないか**ということですが、これまでも申し上げましたように、総合支所は地域づくりの拠点となる総合行政機関として幅広い役割を担っており、地域ニーズに迅速かつ的確に対応していくことによって、その機能を果たしていくものであります。そのため、年度当初の政策協議におきましても、支所の業務については独自にできることは何か、新たな視点できめ細かな地域サービスを展開するためにどうすればよいのか等々、支所内で検討してできるものから実施するよう指示してきたところであります。今後、支所単独事業を実施する際には、予算面も含めて十分に配慮してまいりたいと考えております。また今後、全庁的な組織のスリム化を予定しておりますので、職員には一人二役を含め、その能力を十分に発揮してもらうよう担当業務の抜本的な見直しを図ってまいりたいと考

えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

大きい2点目、**体育施設**についてであります。①として、**長根山・達子森・田代各野球場の維持管理**についてであります。この野球場の維持管理につきましては、シーズンに向けた整備として、内野グラウンドの表土を削って土を補充する不陸整正や塁間の測量、ピッチャーマウンドの整形等を行っているわけであります。シーズン中は外野の芝管理が中心となりますが、期間中は16回ほどの芝刈りを行っており、また内野につきましては、使用される方が行うもののほか、2人程度の管理人を置いて土の敷きならしや水まきなどの維持管理も行っております。また、バックスクリーンや外野フェンスラバーの塗装・修繕等につきましては、今後、年次計画で実施してまいりたいと考えております。なお、達子森・田代の両野球場につきましては、過去にも行われたわけでありませけれども、プロ野球2軍の試合ができる規模でありますことから、その招致につきましても力を入れてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

②**各体育館の維持管理**についてであります。この体育館につきましては、それぞれ管理人を置いて、備品等の破損や小破修理を要するものにつきましては、報告を受け次第、随時取りかえ・修繕等を実施しております。また、施設の老朽化に伴い大規模な修繕等を必要とする場合には、優先度に応じて改修や修繕を実施しております。今後も、安全に御利用いただけるよう、きめ細やかな対応を心がけてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願い申し上げます。

③の**市営プールの給排水口に不備はないか**という点であります。市営プール給排水口の安全性につきましては、ふじみ野市における事故の報道があつて直ちにすべてのプールについて調査・点検を実施いたしました。今回事故があつたものと同じ流水プールである湯夢湯夢の温水プールは、口径が20センチメートルほどの吸い込み口が2つありますが、ステンレス製のふたはボルトでしっかり固定されており、また吸い込み圧も低く、特に問題はありませんでした。また、市民プールや各学校のプールにつきましても同様の調査・点検を実施しましたが、いずれも問題となる箇所はありませんでした。今後とも利用者が安全に安心して御利用いただけるよう、施設の維持管理に意を用いてまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

3点目のスポーツ指導者の育成については、後ほど教育長からお答え申し上げます。

4点目、**自殺予防の取り組み**。①として、**自殺対策基本法に基づいた取り組みはあるのか**というお尋ねであります。自殺予防を総合的に推進し国民が健康で生きがいを持って暮らすことができる社会を実現することを目的に、自殺対策基本法が本年6月に成立しました。基本法では自殺を個人的な問題としてばかりではなく、その背景にさまざまな社会的要因があることを踏まえ、自殺対策を社会的な取り組みとして実施していかなければならないものと定めております。秋田県の16年度の自殺者は452人、17年度は447人で、率では全国ワースト1位となっており、本市での16年度の自殺者は28人、17年度も28人となっております。県では、自殺予防

キャンペーン事業として、啓発リーフレットの毎戸配布や自殺予防研修会の開催、電話による無料相談を実施しております。また、本市を会場に職場におけるメンタルヘルス講習会も開催しております。本市では比内福祉保健総合センターで、心の健康づくり講演会を開催したほか、保健師による心の相談を実施しており、必要に応じて大館保健所にある、こころの健康に関する相談窓口への紹介も行っております。また、県が行っている自殺予防に関する講座や教室を市広報へ掲載するなど、県との連携を図りながら、自殺予防の取り組みを行ってきたわけであります。

②**近隣市町・県・北東北3県との連携について**であります。北東北3県は全国の中でも自殺率が高いことから、北東北自殺予防活動交流会を各県持ち回りで開催しております。各自治体との連携につきましては、1点目で申し上げたとおり、県の自殺予防キャンペーン事業を本市において実施するよう働きかけるなどして、自殺予防対策に取り組んでいるところであります。今後も、県や他の市町村との情報交換などを行い、有効な対策を講じるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

③**子供の自殺予防への取り組みを考えているのか**ということではありますが、この子供の自殺予防につきましては、県が北児童相談所を本市に設置しており、本市でも本年4月、福祉課に児童相談係を新設するなど、保護が必要な児童やその保護者に対する相談体制を強化しております。また、市内6校の小・中学校にスクールカウンセラー等を配置しているほか、命を大切に教育として、生命を尊重する心を育てる授業を小・中・高と一貫して実施しております。さらに、県では思春期保健に係る研修会を、市でも思春期ふれあい教室などの研修会等を開催しております。今後も、命の尊さを学習する機会をふやし、子供の自殺予防に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○**教育長(仲澤鋭蔵君)** 武田議員の3、**スポーツ指導者の育成について**お答えいたします。

①**指導者育成は各单位協会に任せていいのか**と、②**指導者研修に力を注ぐべき**は関連がありますので、一括してお答えいたします。指導者の育成については、体育協会の推進事業として、各单位協会・スポーツ少年団等の育成及び援助として事業計画に取り組みされておりますが、今後も体育協会と協議しながら、指導者の育成・強化を図っていくよう指導してまいりたいと考えております。また、体育指導委員についても、研修会等に多くの委員が参加して研さんしていただき、市のスポーツ振興に参画していただくように予算措置をし、対応してまいりたいと考えております。

よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○**議長(伊藤 毅君)** 以上で、本日の一般質問を終わります。

次の会議は、明9月7日午前10時開議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1 時54分 散 会
